

せん妄に対する薬物治療における向精神薬（抗精神病薬・抗うつ薬） の適応外使用についてのお知らせ

適応外使用とは、国が定める規定（添付文書）とは異なる方法で使用する事です。あらかじめ当院医療倫理委員会にて承認され使用しています。対象となる方から同意を頂くことに代え、情報公開することにより投薬を実施しています。なお、本件について同意できない場合でも日常診療における不利益を被ることはありません。

【医療の内容】 せん妄への向精神薬（抗精神病薬・抗うつ薬）の適応外使用での対応

【対象者】 身体疾患の加療継続のためには、向精神薬による静穏化が必要と判断されるせん妄、およびせん妄が疑われた患者

【承認日】2024 年 11 月 8 日

【対象期間】承認後から永続的に使用

【目的・意義】

身体疾患に罹患するとせん妄という意識障害を呈することがあります。せん妄の改善には身体疾患を治療することが必要です。一方、せん妄では意識障害のために、点滴を抜いてしまうなどの行動化から身体疾患の治療遂行が困難になることがあります。向精神薬の一部は適応外ではあるが、投薬によって専横を静穏化する可能性がガイドラインなどで

【方法】

〔治療に用いる医薬品〕

リスペリドン*、クエチアピン*、ハロペリドール*、オランザピン、アリピプラゾール、トラゾドン、プロナンセリン

（*：従来から保険審査上認められているもの）

〔対象〕 入院中の患者

〔診療科〕 実施診療科に制限は設けません

〔使用条件〕 処方する医師の制限は設けませんが、必要に応じて精神科医とともに治療にあたります

【医療行為に伴う危険性】

各薬剤の添付文書に記載された用法用量に準じて治療を行うため、一般的に想定される副作用と同等と考えられます。副作用が出現した場合には、通常の診療にて対応を行い、必要時に応じて各専門医とともに治療にあたります。

【本診療の任意性と撤回の自由について】

この診療行為へのご協力は、患者様ご自身の自由意思に基づくものです。ご不明な点やご心配な点がございましたら、ご遠慮なく下記の連絡先までお申し出ください。この診療行為を希望されない場合でも、診療上何ら支障はなく、不利益を被ることはありません。

【問い合わせ等の連絡先】 松波総合病院 各診療科担当医師 電話 058-388-0111（代表）